

オトマール・シュパン著

『私生児の状態とその運命』

O. Spann : Die Lage und das Schicksal der unehelichen Kinder

雪山慶正 譯

はしがき

本稿は、旧オーストリア全體主義經濟學の驍將オトマール・シュパンの手になる Die Lage und das Schicksal der unehelichen Kinder の全譯である。全體主義經濟學者としてのシュパンの思想的系譜をたどるならば、かの歴史學派に於ける一方の雄ワグネルを経て、浪漫派經濟學の始祖アダム・ミュラーにまで到達するであらう。アダム・ミュラーの經濟學史上にのこした業績は、なによりも先づ、古典學派によつて抽象的悟性的な經濟人としての地位に追ひ落された人間のために、文化を創造するものとしての全體的人間の高貴性を奪還する仕事であつた。人間は、古典學派の啓蒙哲學の主張するやうに、たんに抽象的悟性的な存在ではなく、歴史の中において思想し感情し意志し文化を創造するものである。したがつて人間の經濟行爲はつねに價值創造的である。人間の勞働は、それが全體的なもの、即ち國家に對する文化的寄與の如何によつて評價されるべきであり、決して物質的尺度によつてその價值を評量するべきではないのである。——このやうな人間觀は、歴史學派によつてうけ繼がれ、現在ナチスドイツの經濟學の中に繼受されてゐるが、云ふまでもなく全體主義者シュパンの中にも、このやうな人間觀は力強く生かされてゐる。従つて人間に對するこのやうな理解がシュパンをして人間生命への不當な社會的侵害に對する警告を發せしめたのは當然である。並

オトマール・シュパン著「私生児の状態とその運命」

はづれて高い死産率、乳兒死亡率等のなかに示された私生児の運命は、社會による人間生命への不當な侵害を意味する。シュパンに「私生児の状態とその運命」の一書あるもけだし偶然ではない。

彼は、本書においては専ら一九〇三年に行はれたフランクフルト・アム・マインの「中央私的救護協會」による私生児調査の結果を利用して、出生から成年にいたるまでの私生児の運命を統計的にあつてゐるのであるが、こゝに豫め、本書の内容に概觀をあたへるなら次の如くである。即ち本書は

- (一) 社會現象としての私生児出生の範圍とその條件
- (二) 私生児の生命の危険
- (三) 養育條件と養育者の交替が特に私生児の死亡率に及ぼす影響
- (四) 私生児の認知
- (五) 學齡期までの私生児の運命
- (六) 特に繼父家族の形成
- (七) 私生父母の職業
- (八) 成年の私生児
- (九) 實際的方策、特に公職的後見制度の九章に分れてゐる。

(一) において、著者は先づ私生児出生の範圍測定のために從來とられ來つた方法を吟味し、次いで、私生児出生の範圍を決定する社會經濟的要因として、(イ)男女の婚姻年齢及び妊娠能力ある未婚男女人口の年齢構成、(ロ)未婚男女間の數的關係、(ハ)婚姻制度の社會的慣習、(ニ)私生母の遺棄、(ホ)私生母の出身關係をあげ、さらにこれらの社會的要因にもまして民族的要因が私生児出生に大きい影響をあたへるものであることを指摘してゐる。

ついで著者は(二)において私生児の死産率、乳兒死亡率に關する検討を試み、私生児の死産及び乳兒死亡率が公生児のそれより著しく高率であることを統計的に確認し、その原因を私生児の母の妊娠中の状態、私生乳兒の榮養並びに保育状態並びに養育條件が公生児のそれよりも劣悪であることに歸してゐる。

私生児の養育條件に關してはとくに一章を設け、(三)において詳細に論及してゐる。即ち著者は、私生児のたかい死亡率をもたらし養育條件として、私生児

が他人によつて養育されたる場合の多いこととしばしば養育者の交替が行はれることをあげてゐる。ついで(四)において著者は簡単に私生兒の両親による認知の問題にふれ、(五)においては、成年期までの私生兒の運命を、とくに養育者の變更に及ぼす養育條件の影響に關聯して論じ、さらに(六)ではとくに繼父家族の形成を取扱つてゐる。

ついで著者は、(七)において私生兒の父及び母の職業に論及する。私生兒の養育條件は最もよくその父母の社會的地位によつて決定されるものであり、社會的地位は職業の中に最も明瞭に示されるからである。成年の私生兒と題する(八)では、私生兒の養育條件の變更が、いかに成年期の私生兒の能力、職業、犯罪關係に大きい影響を及ぼすものであるかが詳細に論ぜられる。著者は最後に(十)において、私生兒保護に關して從來とられ來つた各種の社會的施設の功罪を判定し、最上の施設として公職的後見制度の確立を要望してゐるのであるが、この最後のところで、著者が、社會政策を從來専ら行はれ來つた労働者保護の領域から家族及び人口再生産に關する領域にまで擴張すべきであることを主張してゐるのは、ナチス・ドイツにおける社會政策が著しく人口政策的傾向を加へ來つたことと併せて注目すべき見解であると思はれる。

人口増強政策に關聯して、私生兒保護の對策が緊急の日程に上されんとしてゐる現在、本書の如きは参考とさるべき多くの問題を含むものと思はれる。敢へて全譯を試みた所以である。(譯者)

序

ほんの二三年前までは、吾々は私生兒の状態とその運命に就いては全く何事も知つてゐなかつた。私生兒の出生割合(Quote der unehelichen Geburten)と私生兒の高い乳兒死亡率に關する統計資料以外には、吾々は私生兒の認知關係、刑務所收容人員中に私生兒のしめる割合等についての、多かれ少かればらばらな資料だけしか與へられてゐなかつた。一九〇〇年にいたつて漸くベルリンの出生兒に關するH・ノイマンの研究があらはれ、これがはじめて私生兒の状態に關して光を投じたわけである。しかし彼の研

究も、それが零歳階級以上に及んでゐないと云ふ缺陷を一應とりあげないとしても、決してこの問題に關する完全な洞察をあたへるものではなく、従つてまた廣汎な組織的な私生兒保護施設改革の爲の充分な理論的基礎をあたへるものではなかつた。従つて一九〇三年にすぐれた社會政策機關であるフランクフルト・アム・マインの「中央私的救護協會」(Zentrale für private Fürsorge)が大規模に私生兒の爲の實際的な救護活動を開始しようとした時、私生兒の状態とその運命、一般に私生兒と云ふ現象を生ぜしめる社會的諸條件については從來殆ど何事も明らかにされてゐなかつたことが暴露された。そこで「救護協會」はこの問題に關して出来る限り廣汎な統計的調査にのり出したのである。ところで、私生兒のための救護施設は比較的整備されてゐたし、さらにこの點に關しては吾々は上述のノイマンの研究から多くのことを學び得てゐたので、吾々は専らより高い年齢階級の私生兒に注意をむけた。専ら大都市の關係についてしか妥當しないものではあるが、この調査から得られた最も重要な諸結果とこの問題に關する其他の統計資料とは以下に總括される通りである。

一、社會現象としての私生兒出生の範圍とその條件

先づ吾々が直面する最初の一般的な問題は、一國人口中或は一グループ中に私生兒がどれ程あり、これらの私生兒がどのやうな條件の下に立たされてゐるかといふ問題である。吾々はこの問題に對する答から、科學的に認識され社會政策的にとりあつかはれるべきこの現象が一體どのやうな範圍にわたつてをり、この現象に對してどのやうな政策をとるべきかを學ぶことが出来る。私生兒の範圍を定める爲には二つの主要な方法がある。そ

の1つは全出生中私生児が何パーセントをしめるかを示す私生児の出生割合 (Quote der unehelichen Geburten) であり、5ま1つは、妊孕年齢にある未婚婦人千人に對して年にどれだけの私生児が生れるかを示す私生児出生率 (Uneheliche Fruchtbarkeitsziffer) である。しかし、この方法は二つとも完全ではない。何故ならば、それらの方法はいづれも私生児出生の可能性或は條件を充分に考慮してゐないからである。いふまでもなく、私生児の出生について問題となるのは、未婚の婦人、しかも主として若い婦人だけであるが、周知のやうに、人口の年齢構成及びその家族構成は集團によつて非常に相違してゐる。この點に關するかぎり私生児出生率は妊孕年齢にある獨身の婦人のみに對する私生児の出生を問題としてゐるから比較的正確な表現ではあるが、妊孕能力を有する婦人自身の年齢と獨身者の男女別割合とを無視してゐる。従つて、私生児出生率を妊孕年齢にある未婚婦人の年齢階級別に計出する方がより正確である。しかし私生児出生率を計出するために必要な未婚婦人に關する統計はしばしば除外してゐるので、私生児出生割合の方が一般に用ひられてゐる。

一國人口の私生児出生割合は、國によつて非常に相違する。
一八九六年—一九〇〇年平均の、私生児出生数の總出生數に對する百分比は次の如くであつた。

オランダ	二・六九	フランス	八・八三
スイス	四・五三	ヴェルテンベルヒ	一〇・八〇
イタリ	六・二三	スエーデン	一一・二七
フィンランド	七・四三	ザクゼン	一二・一七
ノールウェイ	七・五八	バイエルン	一三・六二
バーデン	七・九三	オーストリア	一四・一一
ベルギー	八・〇一		

オトマール・シユパン著「私生児の状態とその運命」

さらに一八七四年—一九一年の私生児出生割合は以下の如くであつた。			
スウェーデン	一〇・二	ドイツ	二六・五
イングランド	一二・〇	バイエルン	四四・〇
フランス	一六・七	オーストリア	四四・一

以上のやうに私生児出生割合は國によつて非常に相違してをり、一般にゲルマン諸國においてはラテン諸國に於けるよりも、大きいといふ傾向がある。さらに一國内部においても、たとへば種族及び社會階級の相違するにともなつて私生児出生割合は著しく相違してゐる。

とくに大都市は、周邊の農村よりもつねにより大きい率を示してゐる。したがつて、私生児出生の社會的條件も亦多種多様でなくてはならない。最も重要な條件とみなさるべきものは次の如きものである。

一、男女の婚姻年齢と、妊孕能力あり出産能力ある未婚男女人口の年齢構成。後者は主として前者によつて左右される。即ち婚姻年齢がたかくなればなるほど、獨身の青年男女の割合は増加するのである。

二、未婚男女の間の數的關係。未婚の男子が未婚の女子より多い場合は私生児は少く、未婚の女子が未婚の男子より多い場合は私生児は多い。婚姻年齢は本質的には經濟的諸條件によつて決定され、その變動は更に未婚者の家族構成及び年齢構成に影響する。たとへばオーストリアのアルプス諸國は嚴重な農場法をもつてをるのであるが、これが農業労働者の婚姻年齢をたかくし彼に對して形式上の獨身をうながすことによつて事實上最高の私生児出生率(二〇—四〇%)を生ぜしめてゐるのである。

三、婚姻の制限。婚姻の制限は高い婚姻年齢と同じ作用をする。しかしこれは現在においてはきはめて僅かな意義しかもたない。たとへば、バイエルン及び二、三のオーストリア帝室領において、庶民が婚姻するとき

に部落民の同意 (Einlösens) が必要とされるやうな場合がこれに當る。
 四、私生母の遺棄。私生母の中には遺棄された婦人がとくに多い。フランクフルトの調査によつて、私生父によつて私生母の遺棄される關係が統計的に明らかにされた。この資料から明かにされたことは、私生母四八九一人中、四二・八%は出産したとき子供の父を有しておらず、四・一%は母自身私生兒であり、殆んど凡てが父なしに成長しなければならなかつた者であるといふことである。即ち、フランクフルトにおいては、私生母の約半数は、出産したとき父を有してゐなかつたのである。さらにたち入つて考察するならば、フランクフルト・アム・マイン生れの私生母中

一人の生殘した私生兒を有する者のうち	三六・七%	遺棄された者	彼女自身私生兒だつた者
一人の私生兒を有し之を喪つた者のうち	三四・五%		四・一五%
二人以上の私生兒(死亡した者も含む)を有する者のうち	三九・七%		四・八%
			三六・一%

以上のやうである。

さらに、フランクフルト・アム・マイン外出れの私生母中

一人の生殘した私生兒を有する者のうち	四三・六%	遺棄された者	彼女自身私生兒だつた者
一人の私生兒を有し之を喪つた者のうち	三八・五%		三・四%
二人以上の私生兒を有する者(死亡した者も含む)のうち	五〇・四五%		三・七%
			六・二二%

以上のやうである。

以上から明らかにされることは、大都市生れの私生母について云ふならば、私生兒を一人生んだ母達は三分の一以上が私生父によつて遺棄され、二人以上の私生兒を生んだ母は、それ以上の率で遺棄されるといふことで

ある。母自身が私生兒であつた者を加算するならば、遺棄された者の割合は四〇%以上となる。フランクフルト・アム・マイン外生れの私生母の私生父によつて遺棄される割合は一層たかい。とくに二人以上の私生兒を有する者の遺棄される割合は五〇%以上に及ぶのである。

母がその家族から繼續的に離されてゐる場合を考慮に入れるなら、以上の關係は遙かに悪化する。吾等はフランクフルトの資料から私生兒の父たる者が分娩のときに母と同じ場所に留つてゐたか否かを判定することが出来る。父が分娩の時母と同じ場所に留つてゐない場合は、概して母がその家族から繼續的に離されてゐる場合である。調査の對象とされた凡ての私生兒の母のうち、私生兒の父によつて遺棄された者及び父から離されてゐた者の割合は七七・八%であつた。即ち大都市に於ける私生母の中四分の三が、私生父によつて遺棄されたか又はその家族から離されてゐたのである。フランクフルト外生れの母は殆んど凡てその家族から離されてゐた。フランクフルト外生れの生殘した私生兒をもつ母のうち、子供の父の居住の場所で分娩した者、及び彼によつて遺棄されなかつた者は、僅かに一・三%、同じくフランクフルト生れの私生母のうちその子供を喪つた者について同じ割合を求めるなら、僅かに六・五%にすぎなかつた。

調査方法が不完全であるために完全な數字を示すことはできないけれども、上にあげられた結果から見て、若年の婦人が遺棄されるか或は家族からはなされるといふことが、私生兒なる現象を生ぜしめる重要な原因となつてゐることは疑ない。

五、私生母の出身關係。大都市又は工業地帯では、若い娘が農村から流れ込んでくること、上述した理由とならんで私生兒の原因をなしてゐる。これを明らかにするものは、フランクフルトの未成年人口中の私生母の

出身に關する統計である。出生兒を喪つたものを含めて私生母總數五三八七人のうち一五・七%がフランクフルト生れ、八四・三%がフランクフルト外の生れである。さらに後者のうち

人口十萬人以上の都市生れの者は 三・六%
 人口一萬人以上の市町村生れの者は 一一・一%
 人口一萬人以下の市町村生れの者は 八四・三%

このやうに大都市に於ける未婚の母は、その五分の四以上が當市外の出身者であり、さらに後者のうち五分の四以上が小町村の出身者である。

以上から、單純な農村の環境から大都市の複雑な未知の環境へ移ることが、突然家族の影響範圍から解放される少女達に對してどのやうに悪い影響を及ぼすものであるかが明らかにされる。

以上のやうに私生兒の出生を惹起する社會的原因は多様にわたるけれど、これらは決して個々の地方の間に私生兒出生率の大きい相違が存在する理由を充分に説明するものではない。たとへば、ここで注意すべきことは、各州が夫々異つた社會的構造をもつてゐるにも不拘、バイエルン人の居住地域(Bajuvarische Stammesgebiet)が悉く最高の私生兒出生率を示してゐることである。

バイエルン人の居住地域における私生兒の出生割合(一九〇四年及び一九〇五年)は以下の通りであつた

ニーダーバイエルン 一六・五
 オーバーオーストリア 一九・〇
 オーバーバイエルン 一九・五
 ニーダーバイエルン 一三・三
 シュタイエルマルク 一三・五

オトマール・シュパン著「私生兒の状態とその運命」

ザルツブルグ 二六・六
 ケルンテン 三九・一

これは世界最高の率である。このことは、以下に示したオーストリアに於ける種族(Volksstamme)別の私生兒出生割合の一覽表からもみとめられる。

右の種族の居住する地域における私生兒の出生割合

種族	出生年	度
バイエルン人	一八	一九
フランクエン	一七	一七
シュワビー	一七	一七
チエツコスロ	一七	一七
ポーランド	一七	一七
ルテニア人	一七	一七
スローヴェ	一七	一七
クロアチ	一七	一七
イタリア人	一七	一七
ルーマニア	一七	一七
全國平均	一七	一七

以上から明らかなやうに、バイエルン人は最高率を示してゐるのである。即ち、一〇年平均二三・七%の割合である。之につゞくものは平均一六・五%を示すフランクザクゼン人である。さらに以下ルテニア人(一一・〇%)、ルーマニア人(一〇・七%)、チエツコスロバキア人(一〇・〇%)、ポーランド人(九・九%)、スローヴェン人(八・三%)、イタリア人(六・〇%)、シュワビー人(五・八%)、クアアチア人(三・八%)の順序である。年月の

經過する間にもつねに變らないこのやうな相違は、私生兒を生ぜしめる社會的人口學的諸條件が、民族性及び民俗性の中に根ざされてゐる諸條件に比べてどのやうに無力であるかといふことを明らかに示すものである。何故ならば、各種族の居住地域はそれ／＼獨立に、きはめて雑多な經濟的社會的狀態を示してゐるからである。たとへばバイエルン言語族 (Sprachstamm) は農業狀態の著しく相違する山嶽地方にも峽谷地方にも居住してあり、さらに工業地方にも大都市地方にも居住してゐる。同様に、シュワビ人、フランケン人、チエツコスロヴキア人、イタリア人も相互にきはめて相違した社會的構造をもつ地方に居住してゐる。南ティロール及び海岸地方に生活してゐるイタリア人も、相互に相違した條件の下に生活してゐるにも不拘大體同率を示してゐる。これは、同時にイタリア本國の率と同じである。私生兒關係にとつては民族性及び民俗性のなかに根ざす諸條件が第一義的のものであり、經濟的社會的關係にもとづく諸條件は第二次的なものにすぎないといふ上に述べた結果は、とくにオルデンブルグの統計を比較することによつて確かめられる。

オルデンブルグにおける私生兒の出生割合は、(一八七一年—一八五五年)以下のやうである。

オルデンブルグ公國

内 マルシユ

オルデンブルグゲースト

オルデンブルグ

ミュンスタールシエン

リユーベツク公國

ビルケンフェルド公國

オルデンベルグ大公國

ニーダーザクセン人が居住し、嚴重な農地法の施行されてゐる農業地方

四・〇三

四・二〇

四・八四

二・一四

一三・四六

四・七〇

五・一一

における右の結果を、バイエルン人の居住地域のそれと比較するならば、殆んど同じやうな社會的關係が彼我の間にいかに相異した私生兒出生率を生ぜしめるかが明かとなる。即ちリユーベツク公國において約一三%の私生兒の出生割合を示したと同じ社會的關係が、ケルンテンにあつては四〇%の割合を生ぜしめてゐるのである。

私生兒出生の倫理的意義を明らかにし、同時に以下の統計的觀察に資するため、ここに注意さるべきことは、私生兒を生んだ母達は、統一的な大量として觀察されるべきではなく、唯一人の私生兒を生んだ母と二人以上の私生兒を生んだ母とに區別されねばならないといふことである。従つて、私生兒も、兄弟姉妹をもつ者ともたない者と同じに區別されねばならない。より詳細な統計的研究に立ち入る場合、この二種の範疇は出来るだけ區別されねばならない。以下においてはこのことはできるだけ考慮されてゐる。私のフランクフルトに於ける未成年者調査は、未成年者總數中約五分の一乃至四分の一が私生兒の兄弟姉妹をもつ者であることを明らかにした。即ち兄弟姉妹を持つ私生兒の割合は比較的大きく、とくに大都市に於ては人口流入の大きいためにこの割合は若年者におけるよりも高年者に於て大きいのである。兄弟姉妹を持つ私生兒は、更に父を同じくするものと父を異にする者と同じに區別される。前者は例へば私生母が妾のやうな比較的安定した境遇にあり、後者はとくに悪い境遇にある。

二、私生兒の生命の危險

私生兒の生命は、彼がまだ此の世に生れて來る前から公生兒のそれよりもはるかに大きい危險にさらされてゐる。出生百につき一八九一年——一

九〇〇年の平均死産率は次の如くであつた。

	公 生 児	私 生 児
ド イ ツ	三・一五	四・二五
プ ロ シ ア	三・〇二	四・四一
ザ ク セ ン	三・三一	四・二四
オーストリア(一九〇〇年)	二・六四	三・八六

私生児の死産率は公生児より約三分の一たかい。これは、一般に死産の危険は母の年齢のひくい場合は母の年齢のたかい場合よりも少く、そして私生児の母は大低公生児の母よりも低い年齢であることを考慮に入れるなら一層顯著なものと考へられる。このやうな現象を生ぜしめた原因は、私生児の母の妊娠中に於ける状態が公生児の母のそれよりもより劣悪であるといふ點に存するのである。

私生児の乳児死亡率は一層悪い。出生児百人當りの零歳死亡率は以下の通りである。

	公 生 児	私 生 児
プ ロ シ ア(一九〇〇年)	一八・三	三四・五
ザ ク セ ン(一九〇〇年)	二六・五	三八・七
バ イ エ ル ン(一九〇〇年)	二二・九	三三・七
ヴ ェ ル テ ン ベ ル グ(一九〇〇年)	二二・五	三一・〇
バ ー デ ン(一九〇〇年)	二〇・八	三一・二
オーストリア(一九〇〇年)	二二・四	二九・二
ス イ ス(一九〇〇年)	一五・五	二二・六

以上の數字についてみるに、私生児の死亡率は公生児の死亡率よりも二分の一乃至二倍だけたかい。しかしこの場合は法律に依る認知と云ふ條件が考慮されてゐなかつたために、この數字は私生児にとつて實際より有利なものとなつてゐる。即ち多數の私生児は出産後間もなく母が婚姻すること

オトマール・シュパン著「私生児の状態とその運命」

とによつて両親に認知されて公生児となり、したがつて未認知のまま残された私生児中の死亡者のみの私生児出生數に對する割合が私生児の乳児死亡率としてあらはれてゐるといふ事情によつて、私生児の乳児死亡率は計算上からは過小に示されてゐることになる。この影響はなかなか大きい。プリンチングによれば、ベルリンにおいて一八九八年——一九〇〇年の、生産児百人につき零歳の死亡者數は、普通の計算方法によるときは、公生児一九・三、私生児三九・〇であり、より正確に認知された者を除くときは、公生児一九・四、私生児四六・二となる。

私生児の乳児死亡率の大きい原因は多様である。何よりも先づ私生児は一般に哺乳がうまく行はれない。とくに私生児は、榮養や保育状態が非常にわるく、古い偏見に支配されてゐるから極めて不幸である。さらに又、私生児は他人によつて養育される場合がきはめて多く、しかも屢々養育者が變るので彼らの生命はとくに危険となる。

恵まれない榮養や保育の事情は、とくに悪い住宅關係と結びつく時はきはめて危険なものになる。私生乳児は、屢々居住者の一ぱいになつてゐる住宅で育てられる。このやうな住宅は一般に不潔であり、このことはとくに人工授乳に悪影響を與へる。更にかかる住宅は夏期の暑氣がひどい。何故なら、大きい貸アパートでは夜間の冷え方が少ないからである。その上私生乳児は、比較的弱體であることが多いといふこともここにあはせて考へられねばならない。これは妊娠中の母の悪い條件によるものであると共に、私生児が大抵(約三分の二以上)初産兒であることにも關係がある。第二兒及び第三兒は初産兒に比べると生命の危険はより少いのである。然し次にその影響は大きいものではないが、性病(淋病)が比較的廣汎にわたつてゐると云ふことも一つの原因をなしてゐると考へられる。つまり、未婚

の両親のうちには、淫賣婦と直接間接に關係してゐる者が比較的多いのである。

これら凡ての原因が同時に作用して、私生児の乳児死亡率を著しく高めることになるのである。ことに、大都市及び大工業中心地に於いては屢、眞におそるべき結果を生ぜしめる。例へばベルリン近郊ノイワイセンゼー及びグロースリヒターフェルドに於ける一九〇〇年の生産した私生児のうち約八〇%は死亡した。アルテンドルフにおいては六〇%以上、パンコウにおいては五〇%以上、リヒテンベルク、ハムブルク、プエル、シャルケ、ポットトロッツ、シュテグリッツにおいては四〇%以上であつた。之に反して、農村においては、私生児の生命の危険は、出生の前においても後においても、概して都市ほど、公生児のそれと異なるものでない。何故なら、農村においては、婚姻外の出生は大都市の複雑な社會關係の下における程アブノーマルな腐敗的な現象を示すものでないからである。一般に、公生児と私生児の間の死亡率の差異は、私生児の相對數が大きく、従つて婚姻外の出生がアブノーマルな性質をもつことの少いところでは餘り大きくない。この適例はオーストリアである。即ちケルンテンにおける一八九一年—九五年の公生児の乳児死亡率は二〇・〇%、私生児の乳児死亡率は二四・九%であり、オーストリアの私生児の出生割合は四三・五%であつた。

私生児の生命の危険が公生児のそれより高いと云ふ事情は、乳児期だけにとゞまらず、年齢が高くなるまで繼續するのである。私は六歳までの直接の觀察にもとづくベックシエンの計算と、ノイマンによる三年齡階級に分けたベルリンの調査にもとづいて、ベルリンの一八八〇年生れの私生児が總生産児の一五・七五%をしめてゐたことをしつた。ところが滿一歳で

は七・三%、滿十九歳では四・一%に過ぎない。従つて、私生児は二歳においては二分の一、二十歳においては四分の一となるのである。

三、養育條件と養育者の交替が特に私生児の死亡率に及ぼす影響

ノイマンは一八九六年生れのベルリンの出生児を調査する場合に、出生児を養育條件の相違によつて三つのグループに分けたのであるが、その死亡率は以下の通りであつた。

時期	繼續して無報酬で養育された者(里兒)	有報酬で養育された者(里兒)	孤兒
一 日—十五日	七・九	一六・六	一八・五
十六日—三十日	四・七	六・九	四三・八
二ヶ月	一—十五日 十六—三十日	五・八 五・一	四一・〇 一八・四
三ヶ月	三・九	六・二	二七・三
四ヶ月—六ヶ月	六・九	一三・八	三七・六
七ヶ月—九ヶ月	四・〇	八・四	一七・一
一 年—十二ヶ月	二・一	五・三	二・五

上表から明らかなやうに、無報酬で養育される子供、即ち私生母の両親或は親戚、或は母自身の下に養育され、一般に最良の養育關係の下に生長する子供は最もひくい死亡率を示し、里兒は相當高い死亡率を示し、孤兒(孤兒院に收容された者)は最高の死亡率を示してゐる。

養育條件が私生児の死亡率に及ぼす大きい影響は、間接に、母の分娩の場所についてもみとめられる。何故なら、母の分娩の場所は、その下で子供の成長する外部的な事情を判断するための根據となるからである。ノイマンによれば、ベルリンにおいては零歳中に、外に移されたる子供をも勘

定に入れて、公立産院で生れたものうち四七・一%が死亡し、私立産院で生れたものの四一・三%が死亡し、私宅で生れた者の三一・三%が死亡した。恵まれた事情の下にある母や家族の援助をうけることのできる母達は私宅で分娩し、恵まれない事情の下にあり、家族の援助をうけることができず、私生父によつて遺棄された母達は、公立産院或はたかだか私立産院に避難所を求めねばならないのである。

従つて、私宅で生れた子供は一般に最良の條件の下にあるので、最小の死亡率を示し、公立産院で生れた子供は最高の死亡率を示し、私立産院で生れた子供はこの中間の地位にあり、その死亡率は餘りよくない。私のフランクフルトにおける未成年の私生母の調査も、間接ではあるが、同じ結果を示してゐる。即ち調査の時までに唯一人の生存した私生児を持つてゐた母達のうち、公立産院で分娩した者は三四・九%、私立産院で分娩した者は一四・五%、私宅で分娩した者は五〇・六%であつた。しかるに子供を喪くした母の中、公立産院で分娩した者は四八・三五%、私立産院で分娩した者は三四・九%、私宅で分娩した者は一六・七五%であつた。このやうに、子供を喪くした母の中では、私宅で分娩した者の割合はきわめて少いのである。

養育關係の死亡率に及ぼす影響をより一層明らかにするものは養育金(Pflegegeld)の金高とその仕送り時期の規則性如何とである。この點に關しては詳細な統計は缺けてゐるが、私は一八八五年から一九〇五年までにわたりフランクフルトにおいて、扶助料(Alimentation)の仕送りに關する有効な數字を得た。(勿論仕送り扶助料は養育金の支拂いと同一ではない。養育金は他の方面からも支拂はれるのである。)この統計によれば、零歳及び一歳の生殘した私生児の中では、その三五%が規則的に扶助料を仕送り

されてゐたが、死亡した私生児の中では、三五%だけが扶助料を支給されてゐたに過ぎなかつた。死亡した私生児は生殘した私生児よりもはるかに悪い條件におかれてゐたわけである。

養育者の交替は、私生児にとつては、哺乳期の健康についても其後の養育についてもきはめて有害である。私がフランクフルトの後見裁判所(Vormundschaftsgericht)の資料について調査した結果は次のやうであつた。即ち私生児はきはめて幼少の頃から頻繁に養育者を交替せしめられる。そしてこのやうな事情は彼が經濟的に獨立出来る年齢に達するまで續くのである。生殘した私生児(但し兄弟姉妹をもたない者、即ちその母が唯一度出産したもの)の中零歳では僅か半數以上即ち五六・七%が恒常的な養育關係の下にあり、一歳では、半數以下即ち四五・三%が恒常的な養育關係の下にあり、六歳では五分の一が、一二歳——一四歳では十分の一が恒常的な養育關係の下にある。他の私生児は總て、少くとも一度、一般にはきはめて屢、養育者を交替させられたのである。しかし死亡した乳兒の場合には、既に第一・四半年において三分の二が、第二・四半年において四分の三が、一度或はそれ以上養育者を交替させられてゐた。

養育者の交替は、乳兒期にあつては死亡率増加の原因となり、それより上の年齢期にあつては、私生児の無保護(Verwahrlosung)の原因となる。

養育者の交替する原因としては次のやうなものがあげられる。先づ、仕送金の不足、次に後見者(Vorwand)の決定がおそすぎることに、一般に後見者のないこと(これは訴訟件數及び強制執行件數の中に示される)。この點に關しては、とくに母によつて後見される私生児が、養育者の交替や仕送金や後見者に關してより悪い状態におかれてゐることが分つた。私生母は一般に後見の資格が無い。とくに、彼女は私生父に比すれば、必要な努力

を拂ふことをしないのである。これはとくに仕送金を確實に受けとる見込がある場合について言はれる。

養育の形式、即ち私生乳兒の養育者の種類も、死亡率に對して影響を及ぼす。上述の調査は、フランクフルトについて次のやうな結果を示した。最悪の養育の形式は他人である里親(Pflegeeltern)の下で養育される場合であり、次に悪い形式は、母一人のみによつて養育される場合である。最良の養育形式は母が子供とともに親戚(大抵母の両親)の下にひきとられる場合であり、其の次に良いのは母なくして親戚の下に養育される場合である。

四、私生兒の認知

私生兒の認知(Legitimation)は周知のやうに両親が出生の後に婚姻する場合に行はれる。このやうな子供は正確にいへば眞の私生兒とは考へられず、たんに婚姻前の子供(Voreheliche Kinder)と考へられねばならない。それ故、彼等は私生兒の研究からは除かれねばならないのである。何故なら、彼等は両親が婚姻すると同時に、一般には正當な婚姻家族の中にひきとられ、家族の中で正當な養育をうけるからである。たとへこのやうな子供が保護を失ふことがあるとしても、一般的に彼らがとくに悪い待遇をうけてゐるとは云はれない。給護事業(Erziehung)の實際的活動の中で、このやうな子供の保護がしばしば問題とされてゐることは、本質的にはむしろ婚姻前の子供が下層階級に多いといふことに原因するのである。

かやうにして、認知とともに社會的な救済が大きい意義をもつ。しかし幸ひなことには、婚姻前の子供に要保護状態の生ずることはきはめて少

い。ヴルツブルグのドレスデンに關する以下の數字はこのことを明らかにするものである。

地 域	上の年度に出生せる私生兒 中一八九八年までにおいて		一八九八年末に認知 されず生殘した者	
	生産私 生兒數	認 知 さ れ た 者	認 知 さ れ な か つ た 者	絶 對 數
ドレス デンの 生産私 生兒數	一八九四 一九三九	四七〇 三七八	三八一 七二〇	三六六二
一八九五	二〇一八	四九三	三六〇	七四九
一八九六	二二二六	四七七	四〇三	七四九
一八九七	二三四七	五六二	三八七	九一五
一八九七	二六〇九	四四六	三三〇	一〇五一
一八九八	二六〇九	四四六	三三〇	一〇五一

一八九八年の出生者中では、同年末に未認知のままで殘された者は六七・二七%であつた。即ち三二・七%は死亡もしくは認知されたのである。しかるに一八九四年の出生者中では、五年後には未認知のままで殘された者は三六・六二%にすぎなかつた。私生兒の多數は死亡するか、もしくは認知されたので、未認知のままで殘された者は五年後には三分の一にすぎなかつた。第一年目における認知された者の百分比は普通約一〇%である。私はオーストリアについても、死亡率と關聯させながら認知に關する詳細な計算を行つた。地域別の數字は認知の程度と私生兒の範圍についての比較を可能ならしめる。私のえた數字は以下の如くである。

地 域	一九〇〇年に出生した者			
	〇歳	一歳	二歳	三歳
アルプス諸州	一〇〇	七四	五八	四四
カルスト州	一六二	一〇四	七三	六一
ズデーテンランド	二〇五	一七五	一三二	九五

右に示す年齢において認知された者がその年末に生殘してゐた者のうちにしめる百分比

結婚 締結時

その地域に於ける四四歳から四五歳までの未婚婦人千人につき一九〇〇年に出生せる私生兒數

計 四七・八 三二・二(三〇・八) 一七・一 七・三(六・九〇) 三〇・一

カルパーテン州 一四・六 二一・三 八・四 六・五 四・六(四五・四) 三・七
 を除く平均

この数字は、比較的私生児の多い地方においては、認知される者が比較的少いといふことを明かにする。この結果は國際的比較によつても確かめられる。即ちスイスのやうな私生児の少い國はきはめて良好な認知關係を示してゐる。これは、私生児の多い地方には、たとへば比較的良好的な死亡率といふやうな公生児にちかい關係が存在するといふ先にのべた結果と矛盾のやうに思はれる。

然し一層たち入つて考察するならば、私生児の出生が例外的であり、甚だしい不行跡とみなされる地方では、私生児の出生がいくらかノーマルに近い地方よりも二層多い出生後の認知によつてこの不行跡は蔽はれてゐるのである。

五、學齡期までの私生児の運命

私生児の運命は、なによりも先づ、私生児がうける養育及び教育の形式と種類とを理解することによつて明らかにされる。この關係は、私のいくらか詳細なフランクフルトの調査によつて解明された。

ノイマンはベルリンについて、大都市の乳兒期にある私生児が、どのやうな養育及び教育條件の下に立つてゐるかといふことを明らかにした。彼は乳兒を以下のやうに分類した。

乳 兒	五・三%
報酬を受けて養育される者(里兒)(Halle Kinder)	一一・一三%
無報酬で養育される者	七三・四%

以上によるならば、無報酬で養育される私生児(即ち母の兩親、母自身、オトマール・シュパン著「私生児の狀態とその運命」)

或は親戚の下で養育される者)が大多数をしめる。この程度ならばそれ程悪いとは云はれない。さらにこゝから推論されることは、私生児養育施設に對する公共的統制と醫學的監督とが私生児の一部分にしか及ぼされておらず、きはめて不充的なものであるといふことである。

他の個所で證明したやうに、私生児中にしめる里兒の割合の正確さは問題とされる所であるが、それはノイマンの統計の方法との缺陷によるのである。私のフランクフルトにおける未成年者調査によれば、滿一才以下の生殘兒のうち一般に他人である里親の下に報酬を受けて養育されたものの割合は五三・七%であり、滿一才以下の兄弟姉妹をもたない生殘兒のうち他人である里親によつて長期にわたつて養育されたものの割合は五三・六%を占めてゐることが明らかにされた。

しかし、私生児の養育並びに教育條件をよりくわしく觀察するために、永續的に一人の養育者のもとに養育される子供と、養育者が一度以上變る子供とを區別しなければならぬ。一度も養育者及び教育者が變らない子供については、以下のやうである。(但し、こゝでも兄弟姉妹を持たぬ私生児だけを取りあつかふ)。

子供の年齢	右の年齢の子供の永續的な養育は以下の條件で行はれる				合計
	母のみによる	母及親戚又は母の親戚による	他人に	父の親戚による	
0歳及一歳	三七・三%	二二・三%	三七・五%	一・一%	〇・九%
二歳及三歳	三八・〇%	二九・九%	二八・〇%	〇・七%	二・七%
四歳—六歳	三七・二%	二九・五%	二五・七%	—	七・六%
(七歳—八歳)	二五・〇%	四七・五%	二五・〇%	—	二・五%
九歳—一一歳	二〇・八%	四三・七%	三一・三%	—	二・一%
(一二歳—一四歳)	一七・六%	四三・九%	三二・二%	—	五・九%

こゝでは先づ、永續的に育児所で養育される者が殆んどないことが明らかにされる。次に、父方の親戚と「妾」とは教育者として何らの役割をも演じてゐないこと、ことに彼等は永續的な教育者として殆んど何ごとをもなし得ないといふことが明らかにされる。このことはとくに比較的大きい年齢階級において明らかである。一般に、零歳又は一歳の子供であつて、從來養育者をかへてゐなかつた者の中優に三分の一が唯一人の母或は他人である里親に養育されてをり、僅に五分の一が、親戚の下にある母によつて養育されてゐたことが明らかにされた。子供が年齢を増すにつれて、他人である里親或は母一人によつて養育される者は著しくその割合を減少し、親戚によつて養育される者の割合は増大するのである。

即ち、比較的大きくなつても尙養育者をかへずにひきつゞき一人の養育者によつて養育される者の中、最も多いのは、母とその親戚又は單に母の親戚だけのもとにとゞまることの出来る子供であり、その數は約半數に達してをる。他人である里親の下に永續的に養育される者の割合はやゝ少く、一番割合の少いものは、永續的に母の直接の保護の下に生長する子供である。即ちこれは五分の一以下にすぎない。以上の結果から次のやうな結論が生れる。一人の養育者によつて永續して養育される見込みのある子供は、主として母の兩親(或は其の親戚)に引きとられることの出来る者である。この場合はさらに母がある場合とゐない場合とに分れる。次に、とくに仕送金の支拂が規則的であるならば、他人である里親及び母一人によつて養育される子供も比較的多く養育者を變へないで繼續して養育される事が出来るのである。

兄弟姉妹を持つ私生兒の場合にも同じやうな關係が見出されるが、それは上述の推論を確認するものである。

右の年齢の子供の永續的な養育は以下の條件で行はれる

子供の年齢	母及親戚 又は母の 親戚による		他人によ る		父の親戚 による		養育所に よる		合計
	母及親戚 又は母の 親戚による	他人によ る	父の親戚 による	養育所に よる	父の親戚 による	養育所に よる			
〇歳及一歳	五六四%	一八五%	三三%	—	—	—	—	一〇〇%	
二歳—六歳	四八%	二九%	一八%	—	—	—	—	一〇〇%	
七歳—一四歳	四二%	二六%	一七%	—	—	—	—	一〇〇%	

こゝでは、母及び「妾」のしめる割合が著しく多くて、全く様相を變化させてゐるのであるが、然し、これを除くならば大體同じやうな基本的な傾向が見出されるのである。

即ち、私生兒が大きくなるに従つて養育者として親戚のしめる割合は増加し、里親及び母の占める割合は減少する。それとともに養育者としての「妾」の割合は増加する。但しこゝでは、性質を異にした私生兒が混同されてゐる。即ち、父を同じくする兄弟姉妹と、父を異にする兄弟姉妹とが區別されてゐないのである。

父を同じくする兄弟姉妹の私生兒の場合は、養育者としての「妾」の割合がさらに増加し、ついに全養育者の三分の一をこえることが明らかにされる。養育者としての他人の割合は著しく減少する。母及び親戚は同じ割合を持つてゐる。父を異にする兄弟姉妹の私生兒については、之に反して、兄弟のない私生兒の場合典型的であつた關係が一層はつきり示されてゐる。

一度以上養育者をかへる子供についても、同じやうな基本的な關係が存するが、しかしこの場合は、養育期の経過するにともなつて、母が他の男と結婚するためにますます養育關係が變化してくる。つまり、子供を家族の中にひきとることによつて養育者は固定されるのである。しかし、このやうな養育關係の變動の生じない低い年齢においては、上述した基本

的な關係が示される。このことは一度養育者をかへた兄弟姉妹のない私生児についての以下の表から明かにされる。

上の年齢の子供の継続的な養育は以下の條件で行はれる

子供の年齢	母及親			他人に			養育所			合計
	母のみによる	母又は親戚による	他人に	他人に	他人に	他人に	他人に	他人に		
零歳及一歳	七七	二七〇	七〇五	一六	〇八	〇四	二〇	一〇〇〇		
二歳及三歳	六三	二六三	五〇〇	四四	一六	—	〇五	一〇〇〇		
二歳—四歳	六七	三四六	三三三	三五六	一九	—	—	一〇〇〇		

一二歳から一四歳までの養育者の變更がみられなくなる時期には、養育者としての繼父の家族と親戚との割合が著しく増加し、他人の割合が著しく減少することによつて特徴づけられるのであるが、繼父の家族が何らの役割をも演じてゐない最初の頃は、他人の割合が減少し、親戚の割合が増加するといふ、さきにもべられたと同じ關係が示される。かやうにして、こゝでも養育關係の型は、一人の養育者によつて永續的に養育される子供の場合と同じである。何故ならこゝでは養育者を一度しか變へなかつた比較的いゝ條件の子供が選ばれてゐるからである。子供の條件が悪い程、つまり、子供が養育者を變へる回数が多いほど、他人である里親の割合は少くならない。即ち、養育者を二度變へ、三人の養育者によつて養育された子供の場合は次のやうである。

上の年齢の子供の継続的な養育は以下の條件で行はれる

子供の年齢	母及親			他人に			養育所			合計
	母のみによる	母又は親戚による	他人に	他人に	他人に	他人に	他人に	他人に		
〇歳及一歳	九七	九七	六九四	三三	三三	—	四八	一〇〇〇		
二歳及三歳	一〇八	一六三	三三三	二七	四一	—	二七	一〇〇〇		

オトマール・シュパン著「私生児の状態とその運命」

い範疇にぞくする子供の場合は、この關係は極端にひどくなる。即ちこの關係は以下のやうに一般化される。母が他の男と婚姻することによつて養育者の變更が停止されない場合は、子供は他人から他人へと移される。ことにこのやうな養育者の變更は、年の小さい頃に最も頻繁に行はれるのである。この關係をより詳しく敘述することは遺憾ながらこゝでは出来ない。以上の結果は一般に、學齡期の私生児の全體を對象としたフランクフルト・アム・マインの調査(一九〇四年)によつて確認される。

子供の養育條件	總平均	一四歳から一五歳まで
繼父の家族による	三〇・〇%	三五・二%
他人及び親戚による	二七・四	二二・七
母一人による	二二・九	一八・七
母とともに親戚による	六・九	—
其他	一三・八	二二・四
以上のうち母側の孤兒	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	一〇・九	—

この表によるならば、學齡期にある私生児の三分の一が繼父の家族に養はれ、四分の一以上が獨身の母の手許で育てられ、五分の一が母の直接の保護の下にある。孤兒の割合は著しく高かまる。繼父の家族に養育される私生児の割合は、時の経過とともに増加する。勿論、繼父の家族による養育の教育上に及ぼす効果は、この關係がおくられて始まるほど小さくなる。

學齡期における種々の教育形式のもつ意義は以下の通りである。即ち最良のグループは、「母及び子供が親戚とともにある場合」と「繼父の家族にある場合」である。次に良いグループは、親戚の家族にある場合である。母の直接の保護の下にある場合と他人の里親に養育される場合は、年の大きくなるにしたがつて、諸事情を悪化する傾向を持つ。他人である里親に

教育される場合は最も不良である。

六、特に繼父家族の形成

すでに述べたやうに、私生児の教育諸条件にとつては、母が後で他の男と結婚し、彼が子供の庶父となる場合がとくに重要な意義を持つ。フルンクフルトの未成年者調査によつて、この過程はより詳細に觀察された。私生児を出産した後で結婚する母の割合は、母の数がたえず變るため、とくに婚姻者の割合が漸次増加するために、充分な統計が存しない。死亡による減少をも考慮に入れて、私生児(生殘)を持つ母に關して調査した結果は次の如くである。

觀察の時 (出生後滿歲)	右の觀察時の末期に 婚姻した婦人の%
〇年	一・一
一 年	六・九
二 年	一三・九
三 年	二〇・五
四 年	三〇・〇
五 年	三八・六
六 年	四五・二
七 年	四九・六
八 年	五二・五
九 年	五六・五
一〇年	五九・九
一 一 年	六〇・八
一 二 年	六三・七
一 三 年	六四・六
一 四 年	六七・六
一 五 一 二 年	六九・一

資料の不足せるため七年以上の數字は過大に示されてゐる

以上から、生殘兒をもつ私生母の約三分の二は、他の男と結婚してこの男を子供の父とするといふことが明らかにされる。

このやうな母の子供のうちでは、その約四分の三が永続的に繼父の家族にひきとられ、約五分の一は家族の中にひきとられなかつた。然しこの五分の一のうちの半數は親戚のもとで永続して養育されたのである。即ち一般に繼父の家族は、永続して子供を養育するのである。繼父の家族にひきとられないものは、大抵年の大きい子供である。さらに、繼父の家族がいつ成立するかと云ふ問題、即ち子供が何時この家族の中にひきとられるかといふ問題は重要である。生殘した一人子私生児については、次の統計がある。

子供が繼父の家族に ひきとられた時の年齢	上の年齢の子供が繼父家族にひき とられた者の總數中しめる百分比
〇 歳	五・四
一 歳	一四・三
二 歳	一四・八
三 歳	一二・三
四 歳	一二・七
五 歳	一二・五
六 歳	一〇・八
七 歳	九・〇
八 歳	五・一
九 歳	三・九
一〇 歳	二・七
一一 歳以上	六・五
	一〇〇・〇

こゝから、繼父の家庭に引きとられた子供は、大部分が未だ幼少の頃にひきとられたといふことが分る(凡そ五分の四は滿六歳まで)。

七、私生父母の職業

私生児の養育条件及び教育条件の相違は、大部分、私生児の父及び母の社会的地位の相違にもとづくものである。父母の社会的地位は主として彼等の職業によつて示される。富裕な母、或はその家族の経済的援助をうけることのできる母は、子供が出来ても之を家族の中にひきとるか或は自分自身で養育することが出来る。一方、富裕な父は、規則的に充分な仕送金をあたへることによつて、子供を有利な条件の下におくことができる。さらに私生児の父或は母が、規則的に多額の扶助料を支拂ひうるか否かによつて、同じ教育及び養育形式といへども、異つた意義をもつのである。一人の私生児を持つ未成年の私生母は、子供の出生のとき、以下のやうな職業を有してゐた。

職業	子供の出生した時の職業	
	フランクフルト生れの母	フランクフルト外生れの母
女中	一一・二	五二・九
労働者、日傭労働者	二〇・〇	九・八
衣服工業従属者	二四・一	一〇・八
洗濯業従属者	一〇・〇	三・一
賣り子及び酒場女	八・六	四・八
商業使用人	二・四	一・〇
獨立	〇・五	〇・六
其他	三・六	一・九
無職	一五・二	七・七
淫賣婦	〇・九	〇・七
職業不詳	三・五	六・七

統計数

一〇〇・〇
六六・〇
三五二・〇

フランクフルト生れの母には、労働者、衣服工業従業者、洗濯業従業者、無職の者が多く、女中は十分の一にすぎない。淫賣婦に關する數字は勿論きはめて不正確たるを免れない。フランクフルト外生れの母は、半分以上が女中であり、衣服工業従業者、労働者は各十分の一である。一般に大都市の私生母は殆んどすべて下層の身分に屬し、農村出身者の中には女中が著しく大きい割合を占めてゐる。

一人以上の私生児を生んだ母の職業に關しては、フランクフルトの後見裁判所(Vormundschaftsgericht)によつて、出生の間に行はれた轉職の調査がなされてゐる。この結果、市外地生れの母は、女中から工業従業者へ轉職する傾向をもつことが明らかにされた。ことに、「労働者」及び「衣服工業従業者」(裁縫女)となるものが多いのである。最初の子供を生んだとき無職であつた母は、職業労働につく傾向がある。これは子供を養育することの困難によつて容易に説明される。

同様に、私生母の分娩の場所も彼女達の社會關係を明らかならしめるものである。一八九〇年から一九〇三年までのフランクフルトで分娩した母の總數の分娩の場所は以下の通りである。

公立病院——二八・〇九%
私立病院——二二・四六%
家庭——四九・九五%

家庭内で分娩するのは、母の半分に過ぎない。分娩の場所が死亡率に對してもつ意義については上述した通りである。母と同様に、私生父の社会的地位も良好ではない。一九〇四年のフラン

クフルトにおける學齡期にある私生兒の父に關する調査によれば、

熟練労働者	五三・六%
不熟練労働者	二一・五%
自由業官吏	六・一%
其の他	一八・八%

フランクフルトの未成年者の父は以下のやうな職業構成をもつてゐる。

職業	フランクフルト生れの母の子の父	フランクフルト外生れの母の子の父	二人以上の子供をもつフランクフルト生れの母の子の父	二人以上の子供をもつフランクフルト外生れの母の子の父
熟練労働者	三九・三%	四〇・三%	四〇・四%	四〇・九%
非熟練労働者	一七・九%	二二・一%	二七・四%	二九・五%
自由業官吏	六・五%	八・四%	三・八%	六・三%
商業使用人	二三・一%	一六・三%	一〇・六%	一一・二%
職業中の者	〇・二%	一・一%	一・五%	〇・九%
獨立及び金利生活者	八・八%	五・五%	八・四%	六・二%
軍人	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%

即ち、上述からも明らかやうに、私生父は殆んど凡て低い身分に屬する。自由業及び商業もこゝでは經濟的に最も低い種類のものである。とくに、こゝでは熟練労働者の割合の大きいことが注目される。フランクフルト生れの私生父には商業使用人が多く、市外地生れの父には非熟練労働者が多い。

八、成年の私生兒

フランクフルト・アム・マインの徴兵簿による十二年間の統計的調査によれば、徴兵適齡期の私生男兒の能力、職業、犯罪、教育關係が明らかにさ

れる。家庭教育の時期がすでにすぎさつてゐるので、教育條件の關係はこの年齡期については示されない。したがつて、こゝでは以下のやうに分類される。

孤兒	一二・三%
母が婚姻した者(繼父の家族にある者)	三三・四%
「本來の私生兒」	四四・三%

「本來の私生兒」とは、その母が繼父家族をつくらない者であり、母の親戚或は他人である里親の下に養育される者を總括してゐる。彼等は總數の約半ばをしめてをり、繼父家族は三分の一を占めてゐる。しかし、孤兒の地位が不明瞭であるため詳しい數字はあげられてゐない。孤兒(孤兒院に收容された者)の一部には(母の死亡する前に)繼父の家族に引きとられてゐるものもある。孤兒の割合は非常に高くなつてゐる。即ち孤兒は、この時期には五分の一以上をしめてゐるが、學齡期には約一〇%、乳兒期には五%にすぎなかつた。

以下の表は徴兵適齡期(二十歳)の私生兒關係についての推論を可能ならしめる。この表はフランクフルト・アム・マインの徴兵簿の十二年間にわたる結果である。(一八七〇年から八一年までにわたる出生兒)

資格者	繼父の家族	本來の私生兒	孤兒	公生兒
補充兵役	五二・四%	三三・六%	四一・三%	五〇・二%
國民兵役	二四・二%	三八・五%	三八・七%	三〇・八%
合計	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%

上述せる私生兒の職業は以下の如くである。

職業	繼父の家族にある者	本來の私生兒	公生兒
熟練労働者	六三・八%	五一・八%	四五・〇%

非熟練労働者	一六・九	二二・七	二二・二
商業 使用人	一三・二	三〇・七	
自由業 其他	六・二	二五・五	二二・一

最も大切なのは熟練労働者と非熟練労働者との間の関係であり、以下の通りである。

公 生 兒	二七・一八人	熟練労働者百人當り
私生兒 繼子	二六・五一人	非熟練労働者
私生兒 孤兒	三八・四六人	
本來の私生兒	四三・八三人	

この表から先づ明らかにされることは、母が他の男と結婚することが私生兒の肉體的關係及び職業教育にとつて決定的な意義をもつことである。

このことは、とりわけ非熟練労働と熟練労働との關係が問題とされる場合に明らかとなる。以上から、繼父家族に引きとられてゐる私生兒は、肉體的及職業的教育に關するかぎり、とくに私生兒としての特殊性を示さず、むしろ同じ社會的範圍にあるノーマルな婚姻家族と本質的に異ならないことが知られる。

上表をさらに立ち入つて觀察する時は、本來の私生兒のグループがその才能についても、職業についても最悪であることが分る。

「孤兒」でも本來の私生兒よりは、條件にある。即ち、孤兒は繼父の家庭に引きとられた者と、本來の私生兒との中間にある。こゝから一般に、母をなくした私生兒は、母が婚姻しないで生殘してゐる場合よりも、條件にあることが分る。このやうな悲惨な現象は、名譽職的な後見制度に對するつよい批難を含んでゐる。このやうな現象は、公立孤兒院 (öffentliche Waisenhege) が孤兒になつた私生兒だけを世話し、他の私生兒の世話をし

オートマール・シユパン著「私生兒の状態とその運命」

ないことによつて生じたのである。

私生兒の犯罪關係についてみると、私生兒は公生兒のそれよりも三分の一だけ高い。ロシア給護教育統計にあらはれた遺棄された者は、公生兒のそれより四倍だけたかい。兩者とも質的には一層不良である。この點については以下の統計がある。

刑罰をうけた私生兒 繼子	三五・七人	熟練労働者百人當り
私生兒 一般	三七・五人	非熟練労働者
刑罰をうけた私生兒 一般	五三・六人	

以上から、凡ての職業を通じて、非熟練労働者が最大の犯罪率を示すことが明らかにされる。即ち刑罰を受けた私生兒中には、私生兒一般におけるよりもはるかに多く非熟練労働者がある。さて、私生兒は公生兒よりも比較的多くの非熟練労働者を有してをり、さらに非熟練労働者は最高の犯罪率をしめしてゐるから、私生兒の犯罪率のたかい原因の主なもの、私生兒の非熟練労働者の割合のたかいことである。そしてそれは一般に彼等の職業教育の缺陷に歸せられるのである。

さて、上來述べ來つたところから一般的結論がひきださねばならない。一十可弱い幼少年時代を生き殘つた私生兒は、彼等が繼父の家族にひきとられるか、親戚にひきとられるか、或は孤兒院に收容されて永續的な保護を受ける場合の外は、肉體的、職業的、道德的な墮落にさらされるのである。

九、實際的方策、特に公職の後見制度

上來吾等は、簡単に私生兒の生活條件と彼等の運命につゞいて

た。最後に、私は、これら凡ての現象に對する實際上の社會改良的政策に關する問題について、現在私生兒に對して行はれてゐる諸の公共保護施設について簡単に敘述し、現在の名譽職的な私的後見制度にかはるべき公共的職業的後見制度に對する要望をのべるにとゞめよう。

先づ法律關係を問題にしよう。ドイツ民法によれば、扶養の義務は凡て私生兒の家族に歸する。即ち十六歳までは私生兒の父に歸し、彼については私生兒の母とその家族に歸する。必要な場合は原則として子供自身でなくその母も扶助を必要とするのである。

公的給護(*öffentliche Fürsorge*)は、乳兒養育(*Säuglingspflege*)の警察監督と名譽職的な後見制度とによつて行はれる。警察監督は法律上はたゞ養育事業に對する許可の義務を有するにすぎない。警察監督には、二つの大きい缺點がある。先づ、警察監督は凡ての私生兒に對して及ぼされるものではなく、本來單に乳兒のみに對して及ぼされるのである。更に、警察監督は從來たゞ警察官の手によつてのみ行はれた。漸く最近になつて、ライプツヒ、ドレスデン、ストライスブルグ、ベルリン、ハレ、ダンツヒ等の多數の都市が、所謂育兒局(*Niènkinderamt*)を設立して、警察監督に醫學的な性質を與へた。同時にこれらの都市は、經驗ある職業的機關の役員によつて自發的な養育者を助けた。然し、警察監督にとつては醫學的な性質が最も重要である。

都市に適當な乳兒用ミルクを配給することは、之に比べれば、一つの手段に過ぎない。

これは、それだけでは充分でなく、監督に醫學的性質があたへられることによつてはじめて有效なものになるのである。

私生兒の保護は、後見制度の助けをかりてはじめて、凡ての範圍の私生

兒に及ぼされるのであるから、この點が先づ改革されねばならないのである。現在の、名譽職的な、子供にとつて他人である者に依る(或は母自身によつて行はるゝ場合も)後見制度は、公職的後見制度によつて補はれねばならない。しかし、公職的後見制度の本質は、後見が、全ての私生兒に對して、政府によつて任命された經驗者によつて、職業的に行はれるといふことである。公職的後見制度は、私生兒が出生してから成年に達するまで繼續されねばならない。後見の形式はいはゆる總括的後見(*Gammelvormundschaft*)か(たとへばシネトラースブルグ)或は所謂法律的後見(*Gesetzliche Vormundschaft*)である(ライプツヒ、ザクセン)。前者の形式においては、後見者の任命は時に應じて行はれ、後見さるべき子供の選擇が行はれる。後者においては、後見は法律に従て無條件に行はれる。

現在行はれてゐる名譽職的な後見者は、一般に後見の任務を充分にはたすことが出来ない。後見者が他人の子供をあづかる場合は、彼は本來子供に興味を持たない。母だけが後見者になる場合は、大抵父との間に利害の對立が生ずる。然し、何れの場合においても、きはめて困難な任務をもつ後見の任をはたすための知識と能力とが著しく缺けてゐる。乳兒期においては、先づ、養育者を合理的に選擇し、これを適當に統制することが必要であり、これはたゞ醫師によつてのみ充分に行はれるのである。さらに、私生父に對しては出生後出来るだけ早く、父たるの地位をみとめさせ、扶助料を支拂はせねばならない。この任務をはたすために必要な法律的知識は、他人である後見者には缺けてゐるが、母はこれに對して必要なエネルギーを持つてゐる。何故なら、母は子供の父の婚姻の約束や最初からの扶助料支拂の意志には何べんもだまたれて既に經驗済みであるからである。この點が實際上手まくだまされてゐないといふことは、以下の事實を一

瞥すれば明らかである。即ち、私生父の三分の二は扶助料を全く支拂つてゐないのである。現在の制度のいま一つの缺陷は、後見者の任命があまりおそすぎるといふことであり、このために、父に對する有効な告訴が妨げられるのである。しかし、上述したやうな課題がすべて果されて、私生兒の高い乳兒死亡率が阻止されるやうになつても、猶、私生兒が大きくなつてからの公職の後見制度が、一聯の一層重要な課題としてのこる。即ち、教育期間中の未成年者の肉體的、職業的、道徳的墮落を阻止することである。それ故公職の後見制度は、現在のやうに乳兒期だけに止められるべきではなく、私生兒が成年期に達するまで繼續されねばならない。かうして公職の後見制度は、乳兒死亡率の低下に寄與するばかりでなく、私生母にあたへる助力と忠告、私生兒に與へる職業教育及び一般的な教育の監督によつて、一般的な社會政策的な作用をも及ぼすものである。

公職の後見制度は、このやうな直接的な任務とともに、全ての家族によつて行はれるべき社會政策的な任務を組織的に統一し、之を擴大するといふ使命をもつ。公職の後見制度は、その後見活動、教育活動を私生兒だけにとめず、公生兒の中で、危険な、保護なき、犯罪性ある、教育の困難な子供にまでもおしひろげ、更に其他の家族のない子供及びその家族のための保護施設を組織し、統一し、擴大することによつて（不具兒童收容所、幼稚園、養育者紹介、個人的後見者への忠告、家庭教育等）從來看過されてゐた社會政策の一部門、即ち、人口の再生産と最廣義の教育にたずさる部門を獨立化し完成する爲の機關になるのである。公職の後見制度の偉大な社會政策的使命は、從來専ら行はれてゐた勞働契約に關する社會政策とならんで、家族及び人口生産に關する社會政策を完成することである。

オトマール・シュパン著「私生兒の状態とその運命」

このやうな觀點からするならば、公職の後見制度の意義は、單にそれの直接はたす任務によつて評價されるばかりでなく、さらに、それが間接にはたす任務によつて一層高く評價されねばならないことが明らかとなる。すでにあの浪漫派經濟學の先驅者、アダム・ミューラーは、より大きい富はより大きい財産の存するところにあるのではないと明瞭に論じてゐる。たとへ、より少い財産でも、より力強い手によつて把持されるならば、より弱い手によつて把持され、より劣等な感情によつて評價される大きい財産よりも内面的にも外面的にもより大きい價值をもち、はるかに富となづけられるにあたひするのである。してみれば、公職の後見制度その他の人口再生産のための社會政策的方策は、最も生産的な資本投下であるやうに思はれる。これらの施設が充分な力を發揮するときは、一國の人口中無数の人間と力が保護され向上せしめられることによつて、數千萬の現實的貨幣が齎らされるのである。——即ち、政治家の政治思想、藝術家の創造、哲學者の言葉と同様に、これらの施設が新しい活動の可能性をつくり出すならば、國民の心情と發明力とは無限に豊かならしめられるのである。これはたんに經濟のみならず共同體の幸福の最も生産的な萌芽である。

譯者附記

参考のために、以下に日本(内地)における私生兒に關する統計を掲げる
なら次の如くである。

年次	總數	私生兒	%
昭和九年	二、〇四三、七八三	四五、二七〇	二・二二
昭和一〇年	二、一九〇、七〇四	四四、九一三	二・〇五

昭和十一年	二、一〇一、九六九	四一、八五七	一・九九
昭和十二年	二、一〇八、一一二	三八、六八三	一・八三
昭和十三年	一、九二八、三三一	三三、二二七	一・七二

五、私生兒の出生に對する死産割合

昭和十二年	一一一、四八五	一六、二三八	一四・五七
昭和十三年	九九、五二八	一三、六五一	一三・七二

二、乳兒死亡に對する私生兒の乳兒死亡割合

年次	乳兒死亡	私生兒	%
昭和九年	二五五、〇六三	一三、一八一	五・一七
昭和十一年	二三三、七〇六	一一、一九一	五・二二
昭和十二年	二四五、三五七	一一、二八八	五・〇一
昭和十三年	二二〇、六九五	八、八七一	四・〇二

六、母の職業別私生兒數

年次	私生兒出生	私生兒死産	%
昭和九年	四五、二七〇	一八、二五七	四〇・三三
昭和十一年	四四、九一三	一八、四〇〇	四〇・九七
昭和十二年	四一、八五七	一七、〇一四	四〇・六五
昭和十三年	三三、二一七	一三、六五一	四四・二一

三、私生兒の出生に對する乳兒死亡割合

年次	私生兒出生	私生兒乳兒死亡	%
昭和九年	四五、二七〇	一三、一八一	二九・一二
昭和十一年	四四、九一三	一一、一九一	二七・一四
昭和十二年	四一、八五七	一一、二八八	二九・三六
昭和十三年	三三、二一七	八、八七一	二六・七一

四、死産總數に對する私生兒死産割合

年次	死産總數	私生兒死産	%
昭和九年	一一三、〇四三	一八、二五七	一六・一五
昭和十一年	一一五、五九三	一八、四〇〇	一五・九二
昭和十二年	一一一、〇五六	一七、〇一四	一五・三二

職業	昭和十三年	昭和十二年
總數	三三、二一七	三八、六八三
農業	九、七〇三	一一、五一九
水産業	六四	六二
鑛業	八七	九〇
工業	七一七	八六二
商業	一、二八五	一、六一四
交通業	三七	一九
公務自由業	一五八	一八八
家事使用人	九〇	八八
其の他の有業者	四六九	五〇〇
無業	二〇、六〇七	二三、七四一